



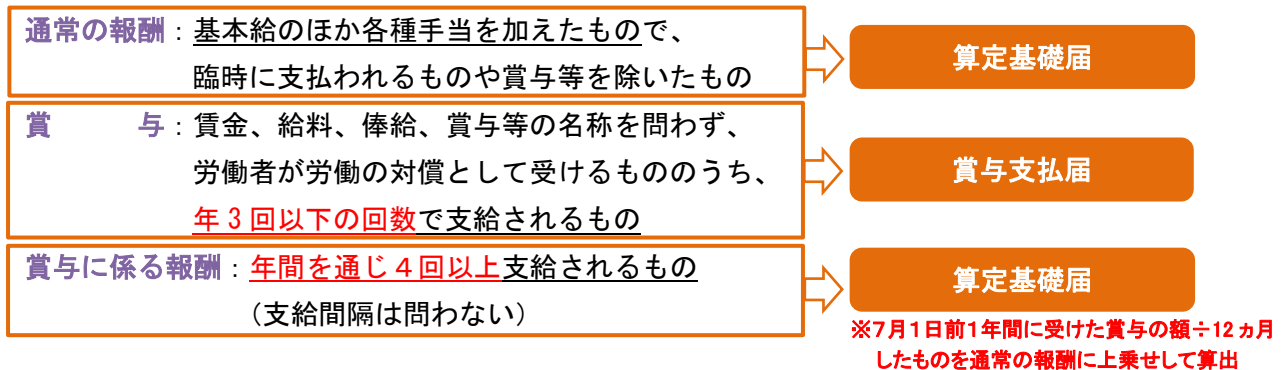
トップアンドコア通信

【2023年7月号】

コロナ禍においては実施件数が少なかった労基署・労働局・年金事務所による定期指導が、ここ
にきて頻繁に行われるようになっていきます。コロナ禍で受給要件が大幅に緩和されていた**雇用調整
助成金**においても、会計検査院が厚生労働省大臣へ「不正受給を見逃さないように」と異例の指摘
を行っている状況です。適正に申請を行っているつもりでも、頻繁に変わる要件改訂等により意図
せず不正とみなされる可能性もあります。今回、**社会保険料の取扱い**について2つ取り上げていま
すが、**通達や事務連絡、Q&Aの公表により取扱いが変わる（または明確化される）**ことがあります。
常に最新の情報を確認するようにしましょう。

■賞与を新設した場合の社会保険料の取扱いについて

健康保険・厚生年金保険の保険料徴収については、「**通常の報酬**」「**賞与**」「**賞与に係る報酬**」の
3つに区分して届出を行い納付する必要があります。この取扱いは、2018年（平成30年）に
厚生労働省より通達が発出されたものです。そのうち、**賞与を新設した場合の取扱い**について、
2023年6月13日に事務連絡が改正されて取扱いが明確となりましたので、確認しておきましょう。



上記の区分は、諸手当の名称にかかわらず、諸規定又は賃金台帳等から「**同一の性質を有する**」
と認められるものごとに判別することとされている中、次の内容が追加されました。

賞与に係る諸規定を**新設**した場合
→年間を通じて4回以上の支給を客観的に定められているときであっても、
次の定時決定（7月、8月又は9月の随時改定を含む。）による標準報酬月額が
適用されるまでの間は「**賞与に係る報酬**」に該当せず、「**賞与**」として取り扱うこと

■永年勤続表彰金の社会保険料の取扱いについて

これまで取扱いが不明瞭だった「永年勤続表彰金」の社会保険料について、「標準報酬月額の定時
決定及び随時改定の事務取扱いに関する事例集」により、**一定の要件を満たした場合に「報酬等に該当
しない」**と明確化されました。

永年勤続表彰金…事業主が長期勤続者に対して支給する金銭、金券又は記念品等

原則：「報酬等」に該当する場合、社会保険料の対象となる

※賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、
労働者が労働の対償として受けるすべてのものをいう

【判断要件】 ※性質について十分確認した上で、総合的に判断すること。

- ① 表彰の目的
- ② 表彰の基準
- ③ 支給の形態



■「LGBT理解促進法」の成立（2023年6月23日施行）

全ての国民が、その性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「**性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律**」が議員立法により成立・同日施行されました。

目的（1条）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、**基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。**

7月11日には最高裁判決により、トランスジェンダー女性（経済産業省職員）の女性用トイレの使用制限が違法とされましたが、いまだ「基本計画」や「ガイドライン」の策定が進んでいない現状により、地方自治体の対応も遅れが生じることは必至です。

■石綿（アスベスト）規制の有資格者による事前調査義務化（2023年10月～）

石綿（アスベスト）規制は「大気汚染防止法」と「石綿障害予防規則」により定められており、建築物等の解体・改修工事では元請業者等に「**事前調査**」が義務づけられています（建築規模・用途に関わらず対象、かつ、罰則あり）。

2021年4月1日～ 事前調査の記録作成・現場備付・保存義務

2022年4月1日～ 調査結果を都道府県および労働基準監督署へ電子報告

2023年10月1日～ 指定の講習を受講修了した資格者等による調査実施の義務化



工事前までに事前調査結果を報告

2023年10月まで、調査や届出について誰が行っても問題はない。
2023年10月からは有資格者だけとなるため、調査者資格の取得がカギとなる。

※データベースの場合は1度の届出で済む。
紙ベースでの届出も可能だが、同じものを2度届出となる。

パソコン・スマホから
24時間届出ができます。



2023年10月までは、
調査者資格を取得する準備期間

2023年（令和5年）10月から改正

事前調査と届出は、調査者資格がないと実施できない

※義務化までは調査者以外が調査することも可能

令和5年10月から	アスベストの調査	作業主任者	現場作業
調査者	○	×	×
作業主任者	×	○	○
特別講習	×	×	○

アスベスト工事を自社ですべて行うためには、調査者と作業主任者の資格が必要です。

調査資格を持つメリット：自分で調査可能 持たないデメリット：業者に調査を依頼する費用が発生

社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F

TEL：03-3349-8370

【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JPタワー名古屋 7F

TEL：052-589-8753

【福岡支店】 福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビズネスセンタービル 6F

TEL：092-273-0503

E-mail：info@topandcore.or.jp http://www.topandcore.com/

